

令和2年12月

組合員の皆様

首都圏青年ユニオン連合会

## 執行委員長変更のお知らせ

拝啓

組合員の皆様には日頃より首都圏青年ユニオン連合会の活動にご協力いただいておりますこと、厚く感謝申し上げます。

この度、首都圏青年ユニオン連合会の中釜和哉執行委員長が一身上の都合により辞任され、組合規約に基づき新たな組合役員の選任につき議決が行われました。その結果、執行委員長の役職には、新たに盛合正幸氏が就任することと相成りましたので、組合員の皆様に謹んでお知らせ申し上げます。まだまだ発展途上にある首都圏青年ユニオン連合会の激動の期間において、短くない期間に渡って執行委員長の重責を担っていただくとともに、多大なご貢献を賜りました中釜氏には心より感謝致します。今後は、新執行委員長である盛合氏とともに、引き続き組合発展を目指して活動して参りますので、組合員の皆様には変わらぬご協力を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

組合役員人事に関しまして、組合員の皆様には、現行の組合規約上、議題・議案提案権及びこれに基づく議決権という形で組合運営にご参与いただけることとなっております。ご意見だけでなく、執行委員長、執行委員、書記などの組合役員についての立候補も随時受け付けておりますので、ご意見等ございましたらいつでも組合執行部及び事務局までご連絡下さいませ。

なお、現行の組合規約につきましては、組合執行部において、より民主的かつ自主的で実効的に労働者が団結して労働者利益の推進を図っていただけるように、現在改訂を検討しているところでございます。

当組合では、先のグランティア事件決定を踏まえつつ、より労働者利益が実効的に回復・実現できる労働組合を作っていきたいと考えておりますが、私たちは、組合員の皆様から多数お寄せいただいたご意見を尊重し、「労働組合は、組合規約だけ形式的に法令通りに整えればよい」という現在の労働委員会や既存労働組合の法令運用には真っ向から反対して参ります。現行労働組合法上のいわゆる「法適合組合」という概念は、救済申立ての利益を受けるためだけの基準である関係上、残念なことに現状では「労働委員会に対する関係におい

でのみ形式的に整えればよい」といった運用がなされているのが実情であり、労働者が自主的に団結し考案した労働者救済のための団結や活動の仕組みが許容されておられません。

最近では、当組合を「使用者企業と結託した非労働組合組織」とレッテル貼りをして競合組合潰しをしていた対抗労働組合が、労働委員会との関係においてだけ形式的に労働組合らしき外観を整え、救済申立手続において救済命令を得たものの、組合員労働者からの要望に対応できず崩壊してしまった事件がありました。これを受け、当組合では、組合規約もそれに基づく日頃の組合運営も本当の意味で労働者利益を図るものでなければならないということが改めて確認されたものと認識しているところでございます。私たちは、今後も「労働者利益の回復・推進のために本当に必要なことは何なのか」ということを突き詰めていき、組合員の皆様の利益が本当の意味で実現できる組合規約の制定、組合活動を続けていく所存でございます。

草々